

くらし 生活安心のために



- 年をとって、^{しゅうにゅう}収入がない
- ^{しょうがい}病気や^{はたら}障害で、働けない
- 収入が少なく、生活できない
- 子どもが小さく、思うように働けない
- 収入が少なく、^{いりょうひ}医療費の^{しはら}支払いに^{こま}困っている

このような方は、民生委員、^{ふくし}福祉事務所本所・市所にご相談ください。

生活保護のしおり

生活保護とは

私たちは、病気やけがで働けなくなったり、^{りべつ}離別や^{しゅうにゆう}死別で収入がなくなったり、年をとり収入が少なくなったりなど、いろいろな事情で生活費や^{いりようひ}医療費の^{しはら}支払い等に困ることがあります。

このようなとき、自分たちの能力や資産などを活用し、せいいっぱい努力しても、なお生活ができない場合に、国が一定の基準に従って最低生活に不足する分についてお金を支給したり、医療や介護を受けられるようにするとともに、1日も早く、自分の力で生活をしていけるように手助けをするのが生活保護制度です。

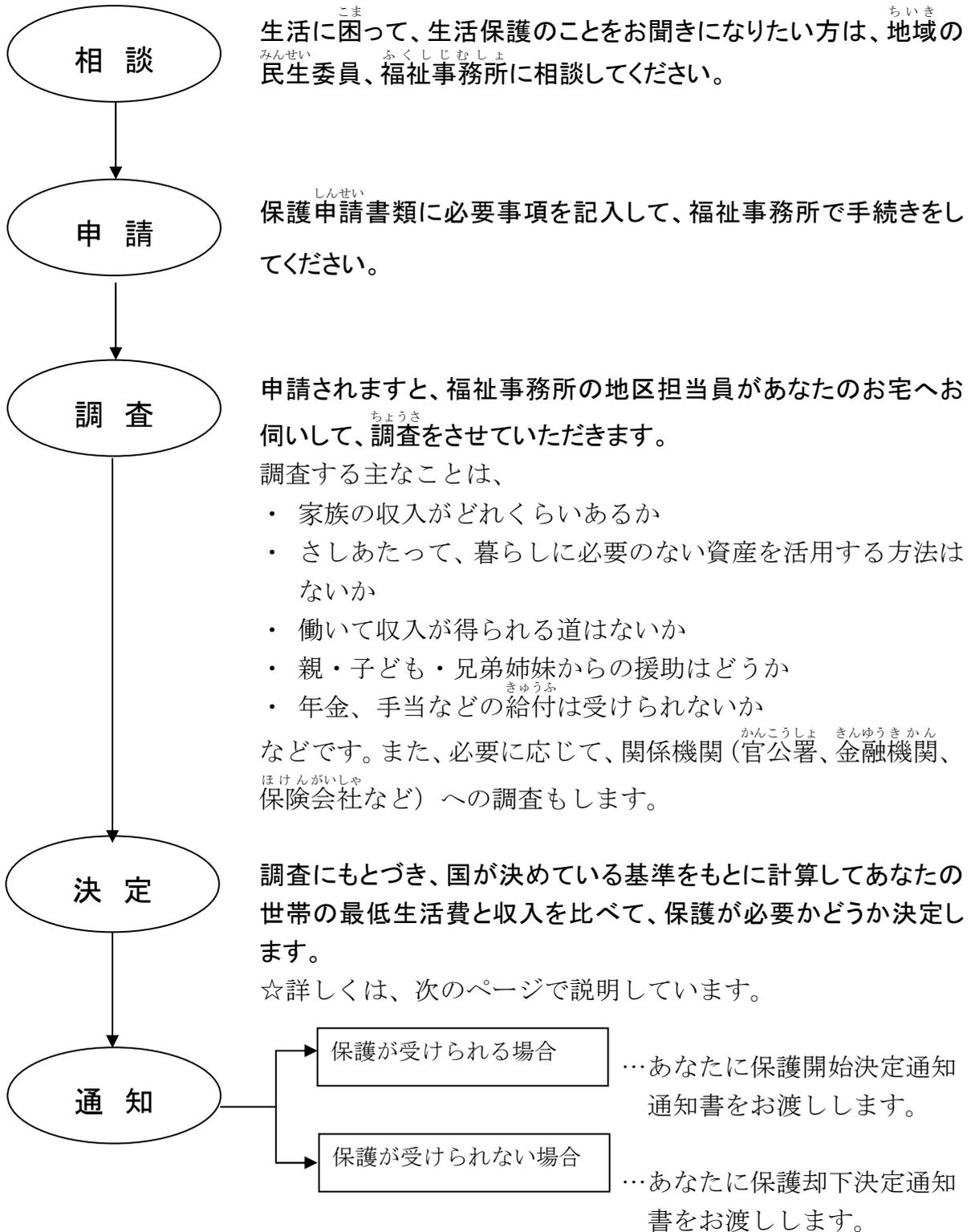
■ 保護を受ける前に

次のように努力しても生活できないときに、保護が受けられます。

- 働ける人は能力に応じて働き、自分の力で生活できるようつとめてください
- 保有する現金や預貯金よちよきんは生活費にあててください。
- 生命保険に加入している場合は、原則として解約かいやくして返戻金へんれいきんを生活費にあててください。
- 親・子ども・兄弟姉妹など、民法上の扶養義務ふようぎむのある方からできるだけ援助えんじょを受けてください。
- ほかの社会保障制度しゃかいほしやう（例えば、傷病手当しやうびやうや失業保険しつぎやう・労災保険ろうさい・国民年金・厚生年金・児童手当ふやう・児童扶養手当ふやうなど）を受けられる場合は、すべて受けてください。
- 自動車の保有は原則として認められませんので処分して生活費にあててください。（どうしても必要な事情がある場合には、福祉事務所に相談してください。）
- 貴金属ききんぞく、有価証券ゆうかしやうけんなどは処分して、生活費にあててください。
- 現在居住している建物・宅地については、原則保有が認められますが、それが非常に処分価値の高い場合は、売却して生活費にあててください。また、場合によっては「要保護世帯向け長期生活支援資金ようほごせたい ちやうきせいかつしえんしきん」の貸付けを受けられることがありますので、福祉事務所や社会福祉協議会しゃかいふくしきやうぎかいに相談してください。なお、ローン付住宅の保有は認められません。
- 自分が耕作し、収益こうさくのある田・畑しやうえきは保有を認められることがありますが、耕作できない土地については、売却ばいきやくまたは賃貸ちんたいして生活費にあててください。
- 山林・原野の保有は原則として認められませんので、処分して生活費にあててください。

☆詳しい内容については、福祉事務所ふくしじむしょにおたずねください。

■保護を受けるまでの手続き



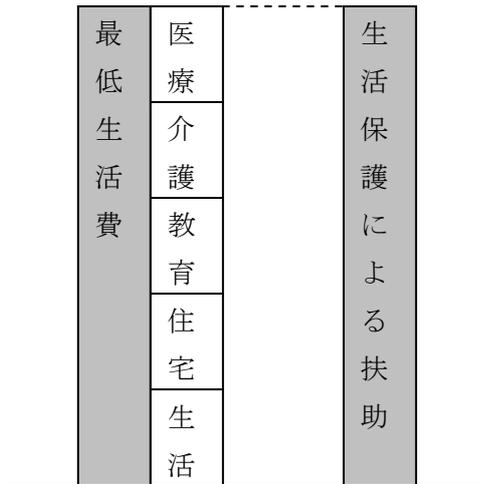
※保護が受けられるかどうかは、申請した日から14日以内、遅くとも30日以内に通知します。なお、30日を超えた場合には却下とみなされます。

■ 保護はこんなときに受けられます

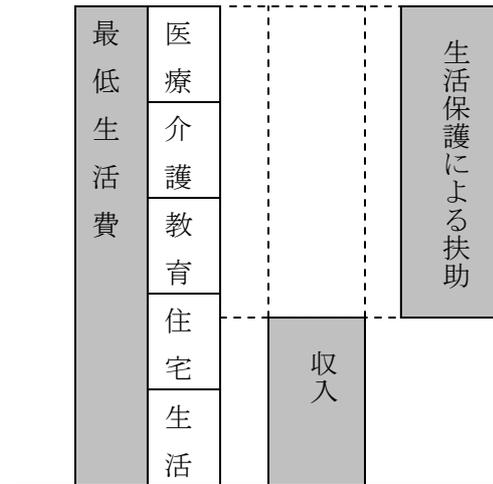
生活保護は原則としていっしょに生活している家族すべてをひとつの世帯として、世帯ごとに適用します。そして国が決められている基準（最低生活費）に比べて、世帯全体の収入額が不足する場合に、その不足する分を保護費として支給します。

《保護が受けられる場合》

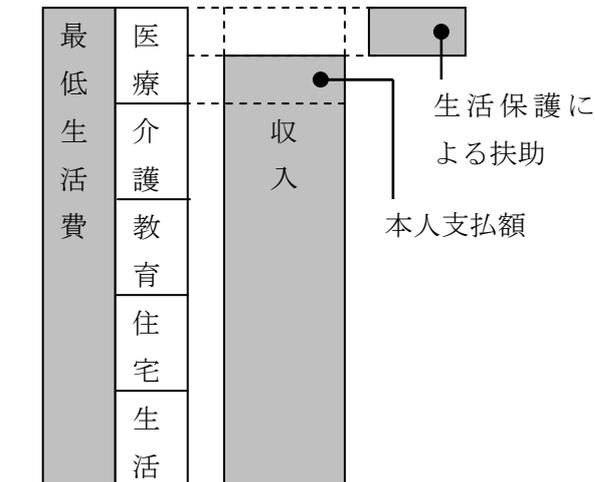
①収入が全くない場合



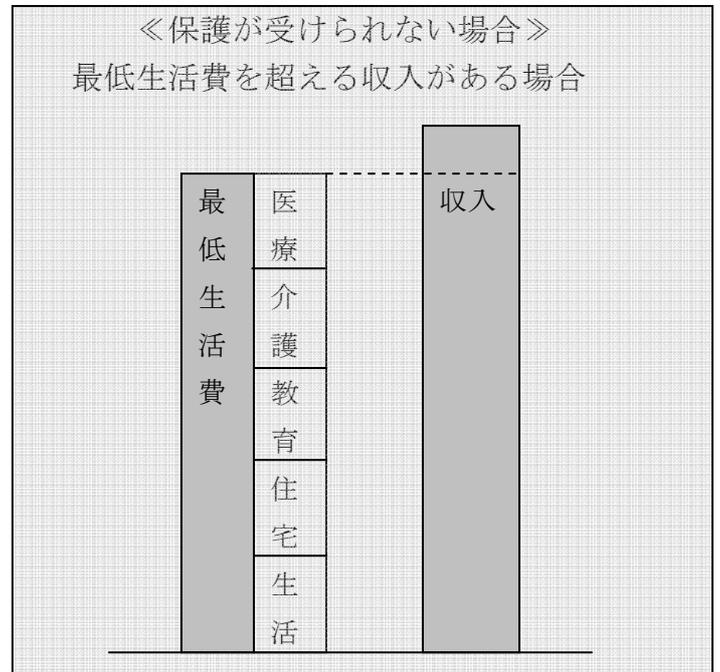
②いくらか収入がある場合



③収入はいくらかあるが医療費の支払いができない場合



《保護が受けられない場合》
最低生活費を超える収入がある場合



☆最低生活費とは…

それぞれの世帯の状況に応じて、国が決められている保護基準をもとに計算されます。

☆収入とは…

あなたやあなたの家族が働いて得た収入、年金や手当などの他の法律により支給される金銭、親族からの援助、預貯金、保険金、他人からの借金、資産を貸したり売ったりして得た収入など、世帯の収入全部を合計したものです。

■ 保護の種類

生活保護には次の8種類の扶助があり、国が定めている基準によって支給されます。

○生活扶助

食べるもの・着るもの・電気・ガス・水道などの日常のくらしのための費用

○住宅扶助

じゅうたく
家賃・地代ちだいや住宅ほしゆうの補修などの費用

○教育扶助

きょういく
小学校・中学校の義務教育にかかる学用品・教材費・給食費・学級費などの費用

○医療扶助

いりよう
病気やけがちりようの治療のため、医者にかかる費用

○介護扶助

かいご
介護サービスをうけるための費用

○出産扶助

しゅっさん
お産をするための費用

○生業扶助

せいぎよう
仕事につくための費用、技能や技術を身につけるための費用、高等学校に就学するための費用

○葬祭扶助

そうさい
火葬かそう・納骨のうこつなどのための費用

☆なお、小・中学校の入学準備、出産準備など臨時的りんじてきに必要な費用を支給することがありますので、必要な場合は前もって福祉事務所の担当ケースワーカーに相談してください。

生活保護を受けると

次のような費用等は、生活保護受給中は免除、減額されたり、または資格を失うことがありますので、福祉事務所におたずねください。

免除・減額されるもの	資格を失うもの
国民年金の保険料 <small>ほけんりょう</small>	国民健康保険証 <small>こくみんけんこうほけんしょう</small>
住民税	後期高齢者医療被保険者証 <small>こうきこうれいしゃいりょうひほけんしゃしょう</small>
NHKの受信料（申請が必要） <small>じゅしんりょう</small>	医療福祉費受給者証（福受給者証） <small>いりょうふくしひじゅきゆうしゃしょう マルふく</small>
固定資産税（申請が必要） <small>こていしさんぜい</small>	
高校の授業料（申請が必要）	
保育所の保育料（申請が必要）	

■権利として保障されること

- 1 正当な理由なく、保護費を減らされたり、保護を受けられなくなることはありません。
- 2 保護費は、税金をかけられたり、差し押さえられたりすることはありません。
ぜいきん
- 3 福祉事務所がおこなった保護の申請の却下、保護の変更、停止、または廃止などの決定内容に納得できないときは、不服の申し立てをすることができます。不服があるときは、決定があったことを知った日の翌日からかぞえて60日以内に茨城県知事に対して不服の申し立て（審査請求）をすることができます。
しんさせいきゆう

■義務として守ってもらうこと

- 1 保護を受ける権利は、他人に譲^{ゆず}ることはできません。
- 2 病気の方は、早くなおるように治療に専^{せんねん}念してください。
- 3 働くことのできる人は、能力に応じて働いてください。
- 4 ムダな支出はさけて、生活の維持向上につとめてください。
- 5 次のような場合は、必ず届け出をしてください。
 - (1) 家族の人員が増えたとき、減ったとき
 - (2) 働くようになったとき、働けなくなったとき、また仕事が変わったとき
 - (3) 収入が増えたとき、減ったとき
 - (4) 引っ越しをしようとするとき
 - (5) 医療機関にかかるとき
 - (6) 入院・退院をするとき、または入院先が変わるとき
 - (7) 会社などの健康保険証が使えるようになったとき、使えなくなったとき
 - (8) 年金や手当が受けられるようになったとき、受けられなくなったとき
 - (9) 高校に入学したり、中途退学や卒業したとき
 - (10) その他、生活状況に変わったことがあったとき
- 6 あなたの生活の維持、向上その他保護の目的達成のために、福祉事務所から必要な指導、指示をすることがありますので、そのときは従ってください。(従わない場合、保護を変更、停止、または廃止される場合があります。)

■保護費の返還

せっぱつまった事情のため、本来、^{しりよく}資力があるにもかかわらず保護を受けた場合、または、いろいろな事情で保護費に払いすぎが生じた場合は、すでに支給された保護費（医療費を含む）を、あとから返していただくことになります。

たとえば、次のような場合です。

- 保有を認められない土地などの^{しさん ばいきやく}資産を売却したとき
- 生命保険の^{かいはくへんれいきん}解約返戻金や^{まんき とくやく}保険金（満期・特約）を受け取ったとき
- 各種の年金、手当をさかのぼって受け取ったとき
- 交通事故の^{じだんきん いしやりよう}示談金（慰謝料など）・^{ほししようきん}補償金等を受け取ったとき
- 財産を相続したとき

また、事実と異なる申請をしたり、収入の申告をしなかったりして、^{ふせい}不正な方法で保護を受けた場合には、^{ふせいじゆきゆう}不正受給として、これまでに受けた保護費をあとから^{ちようしゆう}徴収されます。さらに不正な手段で保護を受けていた場合には、法律により^{しよぼつ}処罰されることがあります。

^{ひみつ}秘密は守りますので、何か困ったことやわからないことがありましたら、いつでも相談してください。

■申請・相談の窓口（H22.4.1現在）

窓 口	福祉事務所名 (担当課・係)	所在地	電話番号
玉里地区	小美玉市福祉事務所 社会福祉課保護係	小美玉市上玉里 1122 小美玉市役所玉里総合支所内	0299-48-1111(代)
小川地区	福祉事務所小川支所	小美玉市小川 4-11 小美玉市役所小川総合支所内	0299-48-1111(代)
美野里地区	福祉事務所美野里支所	小美玉市部室 1106 小美玉市四季健康館内	0299-48-0221



